熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設指定管理者募集要項

公の施設の管理については、平成15年6月に地方自治法の一部改正(同年9月施行)により、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に「指定管理者制度」が創設されたところです。

熊本県では、公の施設である「熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設」の管理運営業務についても、設置目的をより効果的に達成するため、指定管理者制度を導入することとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項、熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例(令和4年熊本県条例第38号。以下「条例」という。)第13条及び熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成16年熊本県条例第44号)第3条の規定に基づき、熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設の指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設

(2) 所在地

阿蘇郡南阿蘇村大字河陽5343番地1ほか

(3) 施設の設置目的、役割等

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設(以下「中核拠点施設」という。)は、平成 28 年 熊本地震(以下「熊本地震」という。)による災害から得られた教訓等を伝承し、県民及び 来訪者の防災意識の醸成を図るとともに、熊本の魅力の発信並びに県民及び来訪者の交流の 促進を図ることを目的に、熊本地震に関する資料の収集、保管及び展示並びに震災遺構(旧 東海大学阿蘇校舎 1 号館及び地表地震断層)の管理、展示及び解説を行うとともに、熊本地 震に関する学習活動の場を提供するなど、回廊型のフィールドミュージアムである熊本地震 震災ミュージアムの中核拠点としての役割を担います。

(4) 施設の沿革

令和2年8月 震災遺構(旧東海大学阿蘇校舎1号館及び地表地震断層)公開開始 令和5年7月 体験・展示施設(熊本地震震災ミュージアム KIOKU)を含む 中核拠点施設のオープン

(5) 施設内容、規模等

施設概要書のとおり

(6) 現在の管理運営体制

現在の管理受託団体…みなみあそ観光局・あそ望の郷共同体

(7) 施設の利用実績

施設概要書のとおり

(過去3か年分の主な施設利用実績、使用料収入実績、収支等)

2 施設管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方

(1) 平成28年熊本地震による災害から得られた教訓等を伝承し、県民及び来訪者の防災意識の醸成を図るとともに、熊本の魅力の発信並びに県民及び来訪者の交流の促進を図るよう 運営を行うこと。併せて、次の事項に留意して管理運営業務を行うこと。 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、熊本県個人情報保護条例 (平成12年熊本県条例第66号)等関係法令を遵守し、個人情報の保護の徹底を図ること。

効率的かつ効果的な運営を行い、管理運営に反映させること。

来訪者の増加を図るとともに、来訪者の利便性の向上に努めること。

公の施設であることを念頭に置いて、公平な運営を行うこと。

(2) 施設の管理運営を行うにあたっては、次に掲げる特記事項に配慮すること。

阿蘇をはじめ熊本の自然、文化及び地域の価値とそこからもたらされる恵みについて、 県民等の理解が深まるよう努めること。

「進化するミュージアム」という熊本地震震災ミュージアムのコンセプトの下、展示及び提供する各種プログラムの内容、ガイドによる解説について、来訪者等のニーズに即した見直しや工夫を行うよう努めること。

施設の管理運営を通して、地震語り部等施設立地地域の人材の活用や、東海大学等と連携 した旧東海大学阿蘇校舎跡地の一体的活用など、施設立地地域における振興施策の推進に 寄与すること。

3 指定管理者が行う管理業務の基準

(1) 休館日

次に掲げる日を休館日とします。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、休館 日を変更し、又は別に定めることができます。

月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の規定により休日とされる日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日以後の休日以外の最初の日)

12月29日から翌年1月3日まで(に該当する日を除く。)

(2) **開館時間**

午前9時から午後5時まで

指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、開館時間を変更することができます。

(3) 法令遵守等

管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守してください。

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例(令和4年熊本県条例第38号)、熊本地 震震災ミュージアム中核拠点施設条例施行規則(令和5年熊本県規則第33号)

地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)ほか行政関係法令

労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) ほか労働関係法令

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)、水道法(昭和32年法律第177号)、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)、電気事業法(昭和39年法律第170号)その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令

その他

- ア 指定管理者は、中核拠点施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項第2号の規定に従い、協定において定める安全確保の措置を講じること。
- イ 指定管理者は、中核拠点施設の使用許可承認等行政処分に相当する権限を行使すると きは、熊本県行政手続条例(平成7年熊本県条例第53号)第2章の規定を遵守するこ と。
- ウ 指定管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間 保存すること。指定期間を過ぎた後も、同様とする。
- エ 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出 抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達(グリーン調達)に努めること。

(4) 施設の設備及び物品の維持管理

中核拠点施設の設備及び物品の維持管理を適切に行ってください。 管理の基準に関する細目的事項は、仕様書によるほか、協議の上、協定で定めます。

4 指定管理者の業務等

熊本地震に関する資料の収集、保管及び展示業務

熊本地震に関する学習活動の場の提供に関する業務

中核拠点施設にある震災遺構(旧東海大学阿蘇校舎1号館及び地表地震断層)の管理、 展示及び解説業務

熊本地震による災害から得られた教訓等を伝承し、県民及び来訪者の防災意識の醸成を 図るとともに、熊本の魅力の発信並びに県民及び来訪者の交流の促進を図るために必要な 業務

施設の使用の許可に関する業務(行政財産の目的外使用許可に関する業務を除く。) 施設の利用料金に関する業務

施設及び設備の維持及び修繕に関する業務

その他施設の管理運営上必要と認める業務

5 指定の期間

令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日までとします。 ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 管理に要する経費

中核拠点施設の管理運営に要する経費は、利用料金収入、県から支払う委託料及び自主事業収入によって賄うこととします。このうち、指定期間中に県が支払う委託料の額は、次に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の委託額の提案を求めます。

なお、県からの委託料の具体額は、事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と県との間で締結する協定書で定めます。

基準価格 337,608千円(消費税及び地方消費税を含む)

(令和 8年度:66,061千円) (令和 9年度:66,855千円) (令和10年度:68,218千円) (令和11年度:68,053千円) (令和12年度:68,421千円)

基準価格を超える提案があった場合には、第一次審査で失格となりますので、御注意ください。

7 利益の取扱いについて

指定管理者は、利用料金収入を自ら収受することとし、施設の管理経費のうち委託料で充当できない分を当該収入から賄うこととします。

さらに、施設の運営収支により余剰金が生じる場合は、そのうち一定額または一定割合について県に還元するものとし、還元額、還元割合、還元手法を具体的に提案してください。

具体的な還元方法は、事業計画書で提案された内容に基づき、指定管理者と県との間で締結する協定書で定めます。

8 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体であること。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

県内に事業所を有すること。

熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力 団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。

労働者災害補償保険に加入していること。

県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している 場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項に留意してください。

- ア グループを構成する法人等の中から県に対する窓口として代表団体を選出し、県との やり取りについては当該代表団体が行うこと。
- イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
- ウ 「9提出書類」の から まで及び ウに掲げる書類については、構成員それぞれに ついて提出すること。
- エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限る。また、構成員は、他のグループ の構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
- オ 代表団体が「8参加資格」の から までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その 他の構成員が から まで(を除く)に掲げる要件を満たすこと。

9 提出書類

申請に当たっては、次の書類を県に提出していただきます。 なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。 指定管理者指定申請書(熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則(平成16年熊本県規則第46号)別記様式)

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設指定管理者事業計画書(事業計画書)(別記第1号様式)及び収支予算書(別記第2号様式)

定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

法人にあっては、当該法人の登記事項証明書及び印鑑証明書

申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類

申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類

労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者 は除く。)

納税証明書

- ア 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- イ 熊本県の県税(当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書(納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書)

その他知事が必要と認める書類

- ア 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
- イ グループで申請する場合は、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書(構成 員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類)の写し
- ウ 熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に 基づき、熊本県が実施する暴力団との関係の確認に関しての申立書(別記第3号様式)

10 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間 令和7年(2025年)8月29日(金)から 令和7年(2025年)9月19日(金)まで

受付方法 質問票(別記第4号様式)に記入の上、末尾記載の問合せ・連絡先に電子メールで提出してください。

回答方法 質問のあった事項については、随時ホームページに掲載する等の方法により 回答します。

11 現地説明会の実施

現地説明会を、次により開催します。参加を希望される場合は、別記第5号様式に法人等の名称及び参加者の氏名を記載し、令和7年(2025年)9月2日(火)午後3時までに末尾記載の問合せ・連絡先に電子メールで提出してください。

開催日時 令和7年(2025年)9月5日(金) 午後2時から2時間程度 開催場所 熊本地震震災ミュージアム KIOKU(阿蘇郡南阿蘇村大字河陽5343 番地1)

12 申請書提出先及び提出期間

(1) 提出先

熊本県観光文化部観光文化政策課(熊本県庁行政棟本館7階) 〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 電話 096-333-2011(直通)

(2) 提出期間

令和7年(2025年)9月22日(月)から令和7年(2025年)9月29日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとします。

郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。 電子メール及びファクシミリでの提出は認めません。

(3) 提出部数

正本1部、副本10部(副本については、写しで可)

13 指定管理候補者の選定

(1) 選定方法

観光文化部指定管理候補者選定委員会(以下「選考委員会」という。)の選考意見を踏ま えて、最終的に県において、指定管理候補者を選定します。

なお、選考委員会では、次の審査基準に基づいて各委員が審査及び採点を行い、選考意見 を取りまとめます。

(2) 審査基準と配点

| (-) | 田正坐十二印派 | | |
|---|---|-----|-----|
| | 審査基準及び審査内容 | 配 | 点 |
| 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。 ア 施設の設置目的及び県が示した管理の方針 イ 住民の施設の平等な利用の確保 選考委員会で否と判断された場合は失格とし、以下の採点は実施しません。 | | 適• | 否 |
| 1 | 事業計画書の内容が、当該施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。 ア 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 (配点15点) 《審査における着眼点》 ・ 指定期間中の入館者数の目標(KPI)とその達成のための具体的施策 イ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 (配点15点) 《審査における着眼点》 ・ 展示や体験等プログラムの内容について、来訪者等のニーズに即した見 直しや工夫を行う計画となっているか。 ・ 熊本の自然、文化及び地域の価値とそこからもたらされる恵みが効果的 に発信されるような展示解説や体験等プログラムの実施計画があるか。 ・ 学芸員などの専門人材を配置する計画となっているか。 ウ 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性(配点5点) | (3) | 3 5 |
| 2 | 事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。 ア 施設の管理運営に係る経費の内容(配点15点) イ 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性(配点5点) | 2 | 2 0 |

| | 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を | |
|---|--------------------------------------|-------|
| 3 | 有しているか。 ア 安定的な運営が可能となる人的能力(配点15点) | 3 5 |
| | イ 安定的な運営が可能となる経理的基盤(配点15点) | 3 3 |
| | ウ 類似施設の運営実績(配点5点) | |
| | その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項 | |
| 4 | 熊本地震による災害から得られた教訓等の伝承、県民及び来訪者の防災意識 | 1 0 |
| | の醸成 | |
| | 合 計 | 1 0 0 |

14 申請に要する経費

申請に要する経費等は、全て申請者の負担とします。

15 無効又は失格

本要項中に記載しているほか、次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。

記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

虚偽の内容が記載されているもの

その他、選考委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

16 選考委員会

令和7年(2025年)10月8日(水)に実施する予定です。

申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。

時間、場所等については、後日連絡します。

17 選定結果等の公表

応募状況については、申請した団体の名称について公表します。

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、県のホームページ上で各申請者 の得点状況、指定管理候補者の選定理由、指定管理候補者の事業計画の概要等を公表します。

18 指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料

指定管理者は令和7年12月熊本県議会の議決を経て指定されます。

議決後に県と指定管理者との間で熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設の管理運営に関する協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る委託料は令和8年度から令和12年度の各予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

19 その他

提出書類はお返しできません。

提出された書類は、必要に応じ複写します(使用は、県庁内及び選定委員会での検討に 限ります。)

提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

20 留意事項

指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が「8参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない、又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。

指定管理者の指定後に、指定管理者が「8参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

21 添付資料・様式

指定管理者指定申請書(別記様式)

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設指定管理者事業計画書(別記第1号様式)

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設管理業務の収支予算書(別記第2号様式)

申立書(別記第3号様式)

質問票(別記第4号様式)

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設施設概要書

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設管理業務仕様書

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設の管理運営に関する協定書(案)

現地説明会申込書(別記第5号様式)

22 決定までのスケジュール

指定管理者の募集期間

ア 募集要項の交付 令和7年 8月29日(金)~同年9月29日(月)

イ 現地説明会 令和7年 9月5日(金)

ウ 応募書類の提出 令和7年 9月22日(月)~同年9月29日(月)

一次審査 応募書類の受付後随時

選定委員会開催 令和7年10月8日(水)【予定】

指定管理候補者決定 令和7年10月頃 議会の議決 令和7年12月頃

指定管理者の指定告示 令和7年12月~令和8年1月頃

指定管理者業務の開始 令和8年4月1日

問合せ・連絡先

熊本県観光文化部観光文化政策課

政策・総務班 小川、西村

電話 096-333-2011

e-mail shinsai-museum@pref.kumamoto.lg.jp